

○追手門学院大学大学院社会人学生に対する授業料減免取扱基準

2012年7月13日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院で学ぶ社会人学生に対し、授業料の一部を減免して経済的負担を軽減することにより学業を成就させることを目的とする。

2 「社会人学生」とは、本学大学院入試における社会人入試によって入学した者、社会人入試の出願資格を有して入学した者、及び包括協定に基づき高度人材養成にかかる連携協定を締結する自治体の職員で自治体の長から推薦された者をいう。なお、当該学生が博士前期課程修了後、引き続き博士後期課程に入学した場合も同様に扱い、社会人学生とみなす。

(対象)

第2条 授業料減免の対象は、大学院の正規課程に在学する社会人学生とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象から除外する。

(1) 最低在学年数を超える者

(2) 休学中の者

2 前第1項第1号の規定に関わらず、長期履修を許可された学生は、許可された期間を対象とすることができる。

(期間)

第3条 授業料減免の期間は、申請のあった当該年度限りとする。ただし、次年度以降も授業料の減免を申請することができる。

(減免額)

第4条 授業料減免額は、年間授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の30%とする。

2 前項の定めに関わらず、連携協定を締結する自治体の職員で自治体の長から推薦された者の授業料減免額は、年間授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の50%とする。

3 長期履修を許可された学生の授業料減免額は、当該年度に納付する年間授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の30%とする。

(募集)

第5条 授業料の減免を受けようとする社会人学生の募集は、毎会計年度の始めに行う。

(申請)

第6条 授業料の減免を受けようとする社会人学生は、「社会人学生授業料減免申請書」(所定用紙)を学生支援課を通じて、理事長に提出しなければならない。なお、授業料の減免を受けない場合は、辞退届を提出しなければならない。

(選考)

第7条 授業料減免対象者の選考は、各研究科において推薦者を決定し、学生支援委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(減免方法)

第8条 授業料の減免は、後期授業料納付の際、後期授業料から第4条の減免額を減ずることによって行う。

(重複)

第9条 本授業料減免制度との重複受給は、本学の他の奨学金等の規定によるものとする。

(所管)

第10条 この基準に関する事務は、学生支援課において行う。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この基準は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2018年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2022年4月1日から施行する。